

令和 5 年 5 月 3 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13510

研究課題名（和文）学問の自由論における学生参加の再定位

研究課題名（英文）Repositioning Student Participation in Academic Freedom Theory

研究代表者

堀口 悟郎（HORIGUCHI, GORO）

岡山大学・社会文化科学学域・准教授

研究者番号：40755807

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：日本憲法学の伝統的通説である「教授会自治論」は、教授会が「大学の自治の主体」であると解するため、大学運営に対する学生参加を否定的に評価する。それに対して、フランスでは、大学の自治とは別個の規範として、「大学教員の独立原則」という憲法規範が確立している。この憲法規範は、教育や大学生活等の領域における学生参加を肯定する。本研究では、このようなフランスにおける法理論とそれを支える歴史的・社会的背景について考察することにより、その具体的な意義と日本憲法学への接続可能性を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本憲法学は、伝統的に、大学の自治の主体を教授会に限定し、大学運営への学生参加を否定的に評価してきた。しかし、大学運営への学生参加を拡大していくことは、動かしがたい世界的潮流である。特に教育や大学生活などの事項については、大学教員が専門的訓練を受けていないうえ、学生こそが最大の利害関係者であるといえる。それらの事項についてまで教授会に決定権を独占させる合理的論拠は見出しがたい。本研究において、日本憲法学の伝統的通説に代わる新たな憲法理論として、学生参加と両立可能な「大学教員の独立原則」を提案したことは、この点で大きな意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The ``Faculty Council Autonomy Theory,`` which is a traditional theory of Japanese constitutional law, interprets the faculty council as ``the subject of university autonomy,`` and thus negatively evaluates student participation in university management. In France, on the other hand, a constitutional norm called the ``Independence Principle of University Teachers`` has been established as a norm separate from the autonomy of universities. This constitutional norm affirms student participation in areas such as education and university life. In this research, by considering the legal theory in France and the historical and social background that supports it, I was able to clarify its concrete significance and the possibility of connecting it to Japanese constitutional studies.

研究分野：憲法学

キーワード：学問の自由 大学の自治 学生参加 大学教員の独立

1. 研究開始当初の背景

日本憲法学は、いわゆる教授会自治論に基づき、大学運営への「学生参加」を否定的に解してきた。教授会自治論とは、憲法 23 条によって「大学の自治」が保障されるという解釈を前提に、教授会こそが大学の自治の「主体」とであると解し、大学運営上の決定権を教授会に独占させる理論をいう。この理論に従えば、憲法 23 条は学生に大学運営への参加権を保障しておらず、ただ教授会が認める限りにおいて参加が許容されるにとどまる、ということになる。

他方で、2000 年代以降、政府が急速に推し進めている一連の大学改革においては、教育活動等に対する「学生参加」が強く要請されている。こうした学生参加を拡充する傾向は、日本だけに限ったものではなく、世界的潮流といってよい状況である。このような動向に鑑みれば、教授会自治論に基づいて学生参加を否定することは、もはや現実的な選択肢とはいえない。

また、理論的にみても、教授会自治論には問題がある。たとえば、当該理論は教授会が「学問の専門家」集団であることを理由として、大学運営上の決定権をすべて教授会に独占させるが、こと「教育」については、大学教員は必ずしも専門的な訓練を受けておらず、また学生が最大の利害関係者であるといえる。それゆえ、教育に関しては、教授会自治論の論理は必ずしも妥当しないのではないか、という疑問が生じる。

以上のような背景のもと、学生参加を学問の自由論のなかに再定位するという本研究課題に取り組むこととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、学生参加を学問の自由論のなかに再定位することである。具体的には、フランスを主な比較対象国とした比較法研究により、日本憲法学の伝統的通説である教授会自治論を批判的に検討し、それに代わる憲法理論を提示することをめざす。

世界的な学生運動の震源となった「五月革命」(1968 年)の現場として知られるフランスでは、半世紀以上も前から大学運営に対する学生参加を広く認めてきた。とりわけ近年では、ポローニャ・プロセスを主導する立場から、学生代表が就任する副学長職である「学生副学長」の設置を義務づけたり、大学評価機関の構成員に学生委員を加えたりと、ますます学生参加制度を拡充させている。もっとも、フランスは、学生参加を広く認めつつも、「学生消費者主義」に墮することなく、大学教員の専門職能自治を確保してきた。それを可能にしたのは、「教授の独立」原則という憲法規範である。

フランスでは、大学の自治を「全構成員自治」と捉え、教授会、学長、学生、事務職員、さらには学外委員等の大学関係者を、すべて大学の自治の「主体」として認めている。しかし、それではフランスは大学教員の専門職能自治を軽視しているのかといえば、決してそうではない。専門職能自治については、大学の自治ではなく、教授の独立原則という別個の法規範によって保障されている。このように、学生参加と専門職能自治を「大学の自治の主体」という一つの論点に押し込めるのではなく、前者の保障は大学の自治、後者の保障は教授の独立原則と切り分けることにより、それらの両立が実現されているのである。こうしたフランスにおける学問の自由論は、日本憲法学に大きな示唆を与えてくれるはずである。

3. 研究の方法

本研究の方法は、次の三つに分けることができる。

第一に、日本憲法学における議論の再整理である。具体的には、具体的には、学生参加制度の歴史的発展を整理したうえで、学生運動の時代(1960~70 年代前半)における議論を読み直す。

第二に、フランスにおける学生参加制度の調査・検討である。同国における学生参加制度の歴史的発展を分析するとともに、学生参加の制度のみならず実態についても調査を行う。

第三に、学生参加に関するフランスの学説・判例の分析である。当該分野の仏語文献・資料を可能な限り入手・分析し、特に学生参加と教授の独立の調和に関する理論を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 日本憲法学における議論の再整理

日本憲法学における従来の議論については、特に「学問の自由論の金字塔」とも評される高柳信一の学説を中心に検討を行った。具体的には、高柳が公表した学問の自由に関する論考を網羅的に再読し、その意義と限界について考察した。その成果として、以下のような知見を得ることができた(堀口悟郎「学問の自由論の金字塔 卓越した理論家・高柳信一が遺したもの」季刊教育法 212 号〔2022 年〕84-88 頁)。

高柳の学問の自由論は、伝統的に大学教員の「身分的特権」と捉えられてきた学問の自由を、「市民的自由」と同質的なものとして再構成するという点に、最も大きな特徴がある。高柳がこうした斬新な理論を構築した背景には、デビュー作『近代プロイセン国家成立史序説』(1954 年)においてプロイセン憲法史を研究したのち、アメリカ・イギリスへの留学(1957 年 6 月~1960 年 7 月)を経て、英米流の市民的自由論を研究の中軸に据えるようになった、という研究経歴が

ある。

このような学問の自由論の再構成は、学生参加との関係でも大きな意味をもつ。すなわち、学問の自由は、身分的特権というラベルを剥がされることにより、真理の探究という過程ないし機能そのものを保障の対象とする「機能的自由」であると解される。その結果として、学問の自由は、真理探究の機能に携わる限り、学生にも当然に保障されるべきものとなる。また、大学教員の「研究の自由」が「研究せざる自由」へと墮することを防ぐために、学生にも「学問研究共同体」の一員として「学問的な相互批判の自由」が認められなければならないと解される。

もっとも、このような高柳説に対しては、今日の一般的な大学像を前提にした場合、大学における教員および学生の集団を「学問研究共同体」と性格づけることは困難なのではないか、という疑問が生じる。たとえば、高柳は、「教員研究者は自ら研究したところを教えるのであり、教員研究者が研究において優れていなければならないほど、学生はより高度の教育を受けうるのであるから、大学の本体的機能に即してみる限り、両者間に本質的利害の対立はない」と説き、研究と教育を予定調和的に捉えていた（高柳信一『学問の自由』〔岩波書店、1983年〕262頁）。しかし、同時代に兼子仁が指摘したように、「今日の学生大衆の教育要求に十分に対応できるような大学教育を組織しようとするときには、大学における研究と教育との伝統的な予定調和は破られることをむしろ予定しなくてはならないのではないか」と考えられる（兼子仁「教育機関としての大学の自治」有倉遼吉編『大学改革と学生参加』〔成文堂、1969年〕12頁）。そして、そうだとするならば、曾我部真裕が説くように、「初等中等教育に教授の自由が及ぶかという、かつての議論と逆方向で、初等中等教育で重視されてきた児童・生徒の権利利益という視点を、大学教育にも導入すること」が求められるだろう（曾我部真裕「学問の自由」法学教室 495号〔2021年〕71頁）。

(2) フランスにおける学生参加制度の調査・検討

フランスにおける学生参加制度については、法制度の変遷とその社会的背景を中心に調査・検討し、以下のように整理することができた（堀口悟郎「フランスにおける大学の自由」羽田貴史＝松田浩＝宮田由紀夫編『学問の自由の国際比較 歴史・制度・課題』〔岩波書店、2022年〕76-78頁）。

1968年にフランスで生じた「五月革命」の影響もあり、同年に「フォール法」と呼ばれる法律が制定された。同法は、大学に「学術的・文化的性格を有する公施設法人」という法的性格を与え、組織編成、教育・研究活動、財政等に関する一定の自律性を認めるとともに、大学運営を中心的に担う機関として「評議会」を設置したうえ、教員代表だけでなく事務職員代表や学生代表等もその構成員とした。同法移行、フランスにおける大学の自治は一貫して「全構成員自治」を志向している。

フォール法が大学に与えた「自治」と「参加」は、1984年に制定された「サヴァリ法」によって拡大された。同法は、大学が「法人格をもち、教育的・学術的・行政的・財政的自治を有する」ことを規定し、大学の自治の保障をより明確化するとともに、大学運営を担う三つの評議会（運営評議会、学術評議会、教務・大学生生活評議会）のすべてに事務職員代表や学生代表等の参加を認めた。特に、教育や学生支援に関する方針等を策定する教務・大学生生活評議会については、学生代表が教員代表と同数でなければならず、かつ、両者の合計が全体の70～80%でなければならないと規定した。つまり、学生を教員と並ぶ最重要の利害関係者として認め、実に全委員の35～40%を学生代表とした。

このように「自治」と「参加」を拡大する傾向は、2007年に制定された「LRU法」においても継承された。同法は、フランスの大学を「世界ランキング」上位に押し上げるべく、各大学に自律的な改革を促すことを目的として、予算や人事に関する大学の自治を拡大するとともに、学長や運営評議会といった上層部に権限を集中させることで、大学の意思決定を効率化した。また、学生が就任する副学長職である「学生副学長」を必置の役職とするなど、学生参加をさらに拡大させた。なお、2013年に制定された「フィオラゾ法」においても、こうした方向性は維持されている。

(3) 学生参加に関するフランスの学説・判例の分析

学生参加に関するフランスの学説・判例については、学生参加と「大学教員の独立」との対立が問題となった諸判例と、大学教員の独立に関する諸学説を分析した（堀口・前掲「フランスにおける大学の自由」78-84頁）。その成果として、以下のような判例法理を明らかにすることができた。

判例上、学生参加と大学教員の独立の調整は、大学教員の独立の射程が（どの程度）及ぶか、という観点からなされている。その理由は、大学教員の独立は憲法上の規範であるのに対して、大学の自治（そこへの学生参加）は法律上の保障にとどまるため、両者が衝突した場合、究極的には前者が優越すると解されることにあると考えられる。そして、大学教員の独立は、大学教員が学問の専門家としての職責を果たすために保障されるものであるため、研究や教員人事等の学術的事項については強く要請されるのに対し、教育や大学生生活等、必ずしも学術的ではなく、また学生が主な利害関係者といえる事項については、その射程が及ばないか、及んだとしても保障の程度が弱いものと解される。したがって、学生参加は、研究や教員人事等については原則として許されないが、大学生生活や教育活動については基本的に許容されることとなる。

なお、上記のようなフランスの法理論が日本憲法学にも接続可能なものであるか否かについて、両国の大学史の比較をとおして検討した結果、大学教員の独立というフランスの憲法規範を日本憲法学に接続することは十分に可能であるという結論を得ることができた(堀口悟郎「日本学術会議問題と学問の自由——研究者の独立という視点から」日本教育法学会年報 51 号〔2022 年〕60-69 頁)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 堀口悟郎	4. 巻 51
2. 論文標題 日本学会議問題と学問の自由 研究者の独立という視点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 60-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 堀口悟郎	4. 巻 212
2. 論文標題 学問の自由論の金字塔 卓越した理論家・高柳信一が遺したもの	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 84-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 堀口悟郎	4. 巻 30号
2. 論文標題 高等教育進学制度改革 学生の進路指導及び成功に関する2018年3月8日の法律第2018-166号	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 103-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 堀口悟郎	4. 巻 780号
2. 論文標題 大学教員の雇用契約上の権利	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 110-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀口悟郎
2. 発表標題 日本学術会議問題と学問の自由
3. 学会等名 日本教育法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 堀口悟郎
2. 発表標題 フランスにおける大学の自由
3. 学会等名 九州公法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 堀口悟郎
2. 発表標題 憲法学からみた日本学術会議問題
3. 学会等名 近畿弁護士会連合会人権擁護大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 羽田貴史ほか編・堀口悟郎ほか著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 360
3. 書名 学問の自由の国際比較 歴史・制度・課題	

1. 著者名 日本教育法学会編・堀口悟郎ほか著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 学陽書房	5. 総ページ数 576
3. 書名 コンメンタール教育基本法	

1. 著者名 毛利透編・堀口悟郎ほか著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 320
3. 書名 人権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------